

令和5年第1回産業建設常任委員会 要点記録

開閉会日時		令和5年1月27日（金曜日）		開会	13:26		会議場所		別海町議会 委員会室2・3	
				閉会	14:25					
委員の出欠		3 番	田村 秀男	出席	4 番	小椋 哲也	出席	8 番	松壽 孝雄	出席
		12 番	松原 政勝	出席	13 番	中村 忠士	出席			
出席説明員	産業振興部	産業振興部長		産業振興部次長		農政課長		商工観光課長		
		門脇 芳則	出席	佐々木栄典	出席	小野 武史	出席	田畑 直樹	出席	
		水産みどり課長		農政課主幹		商工観光課主幹		商工観光課主査		
		田村 康行	出席	上田 健一	欠席	岩口 裕昭	欠席	武田 妙子	欠席	
		農政課主査		農政課主査		水産みどり課主査		水産みどり課主査		
		武田 文吉	欠席	西郷 博之	欠席	古里 達也	欠席	岩光 信幸	出席	
	建設水道部	建設水道部長		管理課長		事業課長		建築住宅課長		
		伊藤 一成	出席	松田 勝広	出席	外石 昭博	欠席	川畑 智明	欠席	
		上下水道課長		上下水道課技術長		管理課主幹		建築住宅課技術主幹		
		谷村 将志	欠席	袴田 充輝	欠席	前道 陽司	出席	山岸 英一	欠席	
		建築住宅課主幹		事業課主幹		事業課主幹		上下水道課主幹		
		篠田 敬介	欠席	廣島 静治	欠席	佐竹 和仁	欠席	福原 仁史	欠席	
		管理課主査		建築住宅課主査		事業課主査		上下水道課主査		
		木村 洋平	欠席	大西 廣和	欠席	板垣 正博	欠席	植松 拓也	欠席	
	農業委員会	農業委員会事務局長		農業委員会主幹		農業委員会主査				
		内山 宏	欠席	たも木 直人	欠席	山下 真弘	欠席			
委員外の出席							合計	0名		
事務局職員		局長	干場 富夫				合計	1名		
傍聴者数		議員	0名	報道関係者	0名		合計	0名		

令和5年第1回産業建設常任委員会 要点記録

会議に付した事件及び会議結果など

発言者			会議経過 ※所管毎に議事を行う事情等により議事番号が前後することがある。
委員長	8番	松壽	13:26 開会 出席委員5名、会期1日 挨拶 【産業振興部所管事務調査】 挨拶 議事1 所管事務調査について (1)水産系副産物再資源化施設の運営について ・資料により説明。 水産系副産物再資源化施設管理運営協議会において、施設はホタテウロの受け入れがなくとも必要な施設であるとの認識で一致している。 運営方法について見直すこととして、第三セクターを軸に検討しているとのだが、多くの協議事項があり、十分に時間をかける必要があるため、次年度の運営は委託内容を見直した上で、従前の委託契約を継続する方向で進める予定。 施設の今後の方向性については、ヒトデやサケ残渣等の処理については、これまでと同様の方法で継続する予定であり、ホタテウロの処理方法等も包括して協議を進めたいと考えている。 なお、ホタテウロの処理に対する方向性が示されるまでの間の利用者の運搬、処分に係る費用の軽減策については、現在、検討しているところ。 ホタテウロの焼却処分の状況については、今年度は予定数量の936トンに対し、12月末現在の実績が442トン、進捗率47.2%、昨年度からの累計処分量は658トンとなっており、総重量の3,901トンに対する進捗率は16.9%となっている。
委員長	8番	松壽	
産業振興部長		門脇	
委員長	8番	松壽	
水産みどり課主査		岩光	
委員長	8番	松壽	
委員	13番	中村	
水産みどり課長		田村	質疑 ・課題に対する協議内容の中で、第三セクターを軸に検討した形で、十分に時間をかける必要があるために、次年度の運営は委託内容を見直した上で従前の委託契約を継続する方向で進める予定だということだが、経緯について少し説明していただきたい。 ・第三セクターに係る協議の中で、まず第1に課題に上がったのが、重機の確保が挙げられる。 現在、重機の供給が追いついてない状況といった中で、仮に購入するかリースするかのいずれかになるかと思うが、いずれにしても現在の状況では速やかに重機を確保するのが困難な状況にある。 また、その他にも役員体制、職員体制、資本金の出資割合など、さまざまな事柄を協議しなければならないといった状況。 ・重機の確保と人の配置の問題とかいろいろな事情があったというのはわかった。 次年度はいろいろ見直しをかけた上で、従来の方法でやってくつていうことだが、その先はどのようなものを想定しているのか。 ・現在、考えているところは、施設内に残っているホタテウロが令和7年で焼却の処分が終わる予定となっているので、それまでの間に、ホタテウロの扱いをどうするかだとかそういうところを総合的に協議した中で、運営体制についても、それに見合った形でどのような形で運営していけばいいのかということところへ検討、協議して検討進めていきたいというふうに考えている。 ・今、ばんけいに委託しているのを第三セクターでの運営を検討している中で、経営改善は行われるのか。 ・ばんけいリサイクルセンターに限らず、民間企業はやっぱり企業ということで、ある程度の
委員	13番	中村	
水産みどり課長		田村	
委員	4番	小椋	
水産みどり課長		田村	

令和5年第1回産業建設常任委員会 要点記録

		利益を追求しなければならないが、第三セクターにおいては、利益は追求しなくても赤字を出さず、運営し続けることができればということで、そういう意味で委託料の圧縮が見込める。 稼働率については、現時点ではまだ稼働率の協議までは至っていないので、今後、その辺については、協議が必要なのかなと考えている。
委員	4番 小椋	・ばんけいと次年度の委託内容の見直しを行うということだが、具体的にどの辺を見直していくのか。
水産みどり課長	田村	・委託料の見直しの内容については、実態の処理量に合わせた人員体制と車両の体制ということで、職員及びホイローダーを減した形での積算をする予定。
委員	4番 小椋	・ここ数年のホタテのウロを受け入れなくなってから減ったこの2カ年の状況に合わせた機械と人の体制ということで、ヒトデが増えたりすることもあるが、もし増えた時の対応は大丈夫なのか。
水産みどり課長	田村	・ヒトデが増えるといった不測の事態になることも想定されますので、その辺については、早急に協議会等を通じてどのような対応すればいいのかというところを協議したいと考えている。
委員	4番 小椋	・施設のフル稼働をベースに契約していると思うが、何%ぐらいの稼働を見込んでいるのか。
水産みどり課長	田村	・施設の稼働率については、稼働率がパーセンテージという形では算出していない。
委員	4番 小椋	・例えば、機械3台、人員5名で契約しているとなったら、それが半分になったら50%じゃないですか。 %じゃなくてもいいんで、減するための何かしら試算はしていると思うので、そこを教えてください。
水産みどり課長	田村	・人員で約70%。 車両については、先ほど委託料の見直しの中で車両の減と申しましたが、車両については減らしているので、車両については変更なし。
委員	4番 小椋	・具体的な金額は、3月の予算の時に出てくると思うが、今の段階で見込んでいる予算削減というのはいくらか。
水産みどり課主査	岩光	・ばんけいと協議を重ねていく上で、ばんけい側としては、業務を受けるに当たってのリスクを少しでも排除していただければ、そのリスクに見合った分の委託費の減額もできるような話があったので、まだ継続協議中ですが、例えば機器の燃料費を委託料に含めずに、役場から支出するという形も委託内容の見直しとすることを考えていることから、その部分の経費も含んでいるので、単純に今のところ、人件費の部分で1名減することで詰めているので、作業員1人当たりの金額を削減できるというところで見込んでいます。
委員	4番 小椋	・ホタテのウロに関して、今後、焼却が終わって場所が空けば受け入れ再開が可能なのか協議をするのを含めて新しい方法もということだが、将来的にはウロの処分というものもこの施設でやっていきたいという方向に向いているのか確認させてほしい。
水産みどり課長	田村	・できるのであれば、施設でウロの処分もできればというふうに考えている。
委員	4番 小椋	・それは協議会のメンバーの人達も漁業者の人達も、できれば地元で処理してほしいというニーズがあるという捉え方でよろしいか。
水産みどり課長	田村	・議員おっしゃるとおり。
委員	4番 小椋	・前回の一般質問で回答もらったが、今はウロは処理できないので運搬してて、その運搬費がかなり嵩んでるという事務の聞き取りで調べていただいたのがあったが、その軽減措置というのは検討中ということで、いつ頃スタートのスケジュールで動いているのか。
水産みどり課長	田村	・予定としては、来年度からのスタートを予定している。
委員	4番 小椋	・焼却処分について、進捗が悪いというか、今年度の進捗が47%ということで半分も進ん

令和5年第1回産業建設常任委員会 要点記録

		でない理由と今年度どれぐらいまで進むのか。 ・単年度予算で進めていく形で、次年度以降も焼却がベースではあると思うが、それ以外の方法っていうのはどのような形で検討しているのか、全部焼却することで検討していないのか。
水産みどり課長	田村	・焼却の進捗率が伸び悩んでいる理由としては、ホタテウロ以外にも建設廃材や農業廃材などの搬入もされたということと、会社の処理施設において監査が行われる関係があり、その期間は余り処理物を堆積したくないという意向もあり、進捗率が伸び悩んでいる。
		1月以降については、建設廃材及び農業廃材の搬入も少なくなるということで、3月までには予定数量に達する見込みであるとの回答を得ているところ。
委員	4番 小椋	・焼却以外の方法の検討については、今のところ焼却以外の予定はない。
水産みどり課長	田村	・遅れている事情は、アシストの事情ということですね。
委員	4番 小椋	・議員おっしゃるとおり。
		・焼却も最終手段としては必要な手段だし、量が多いので別な方法で処分しようとしても、施設の今後の計画に無理があるので、焼却も合わせ的な形で必要だと思うが、別にカドミウムが入っていても法律違反ではないので、あくまでも風評で売れないというだけであって、燃やす資金を考えれば、その燃やすかわりにコストかけてでも牛糞と混ぜて基準値以下にして、研修牧場の畑に蒔くとか、森林組合に使ってもらうだとか、町内会の花壇にただであげるだとか、コストがかかったとしても燃やすのにお金かけるよりは物として使った方がSDGsの中でも環境負荷も少ないし、かなりいろんな意味でも使い手があるのかなと。
		基準値内であれば真っ当な商品なので、売れなくても使い道があるのであれば焼却と同じコストがかかったとしても、別な価値が生まれるのかなと思うが、その辺というのは今後一切検討していかないのか。
		焼却だけで毎年予算をとり続けるのか、一部燃やすけどできる限り有効活用してみたいな検討をしていく方向性があるのかなのか。
水産みどり課長	田村	・少しでも、焼却以外の方法がとれればいいのかなと思うが、現行においてはあくまでもうちとしては仕掛け品をばんけいに売るといった形になっているのと、町としては肥料の売り払いとかという免許は持っていないことと、施設的な問題で仕掛け品から肥料を作るだけのスペースがないといったもろもろの問題があるので、今のところは焼却以外の方法での処分というのは検討していない。
委員	4番 小椋	・ばんけいに仕掛け品を買い取ってもらうことになっているなら、今こんなに溜まってないですよ。
		ばんけいを買取りしないから溜まっているわけであって、そもそも施設がばんけいしか仕掛け品として販売するしかないんだっていう前提がおかしいじゃないのかなっていうのが1点と、別に肥料としての登録をして販売するのは資格上問題があるのであって、いろんな目的で利用するのは別に全く問題ないわけで、場所についても今こണ്ട്稼働率下がっているんで、バンガーも余らせることができるじゃないですか。
		全量は難しいかもしれないけど、焼却も併用しながら少しでも環境の負担を減らす目的でいろんな取組を考えれるんじゃないのかなっていう提案なんですけれども。
産業振興部長	門脇	・議員の方策も一つの方策ですが、町有地の牧場で使うとなっても、町牧であれば農家さんから預けていただいている牛がいるその中に蒔くわけにはいかない。
		農家さんの強い反対が多分あると思うし、下水汚泥を入れるだけでもやっぱり反対があるので、そこで、カドミウムがあるものを入れるとなると、やっぱりそういう風評被害というか、そういうハレーションが起きる。
		例えば町有林に蒔くとか案としてはあるが、莫大な量をどうやって蒔くのかという現実的

令和5年第1回産業建設常任委員会 要点記録

なところもあるので、検討は全くできないわけではないと思うが、森林組合なりに聞いたりすることはできるけど、現実の量として年間約500トンをどれだけ蒔くのかというのは、なかなか難しいかなとは思う。

S D G s の関係で幾らか蒔けるかどうか検討はできるかと思うが、運搬や使用する機械の問題もあり、林地にどうやって蒔くのかという問題も含めてなかなか課題は大きいのかなと思っている。

今後、新たに紋別に運ばなくなったとなった時に、あそこでもたやるにしてもどの程度まで減容してカドミウム値がどのぐらいだとアシストが受けてくれるのかまだわからない。

カドミウム値が大きくなったやつでも、アシストで受けてくれるかどうかはまだこれからの協議になるので、7年までで全部空いた後にどういうふうに使っていくかという検討を始める中で、一つの方策としてどのぐらい他のところにも持っていけるかというところの検討はできるかと思う。

ただ、なかなか他のところに蒔くというのは難しいかなというふうに考えている。

・ちょっと意図が勘違いして伝わっているのが、ホタテのウロ7年度に向けて、新たにできる部分の話をしたら、また将来に向けて考えなきゃいけないことだと思うんですけど、その話ではなくて、公共施設で税金を投入しながら、生み出された商品なわけですよ。

それを有効活用も考えないで燃やすっていうのは、町民の目線から見たら、お金かけて作ったものをお金かけて燃やすのって。

それは町民感情的にも環境 S D G s 的にもすごくマイナスが大きいから、それをできる限りの検討と手を使って別な方策にすべきでないかっていう話をしている。

なので、当然できるだけ燃やす量を少なくして、町民の人達が納得するような用途として用いた方がいいんじゃないかっていう考えなので、難しい点もあるかもしれないけど検討といろんなアクションというものは必要なのかなというように感じる。

・回答は。

・特にいない。

・北海道で40万トンのホタテが揚がっているわけだが、恐らくその大半が加工されてると思う。

ですから、道南から北見の方から、最後は宗谷の方まで揚がっている中で、どこもホタテにはウロがあるわけで、それぞれがどのような処理のされ方をしているのか。

産業振興部の方で、全道の聞き取りながらどういう処分の仕方をしているかべてほしいなと思う。

・それから、令和4年11月まで運ばれたものが、金額にして4,000万円位。

ほとんどが、加工屋がホタテを処理して、そのウロが出るわけですが、これの4,000万から5,000万近い運搬賃も処分も含めて、ホタテを買った加工屋が負担しているのか、それとも各漁船だとかそういうところも全部負担しているのか、協議会が負担しているのか。

・全道の他の地域におけるホタテの処分についてなんですけど、おおむね管理型の最終処分場で廃棄するか、焼却するかなどのいずれかになっている。

・ホタテウロの運搬費用については、現時点での費用負担は加工振興組合の方で負担している。

・加工振興組合というのは、加工屋だけの組織という理解でいいのか。

・加工振興組合には、漁協も構成団体として入ってますので、漁協を含む加工振興業者ということになる。

・町の負担はないのか。

・現時点では町の負担はありません。

・他に質疑あるか。

委員 4番 小椋

委員長 8番 松壽

委員 4番 小椋

委員 12番 松原

水産みどり課長 田村

委員 12番 松原

水産みどり課長 田村

委員 12番 松原

水産みどり課長 田村

委員長 8番 松壽

令和5年第1回産業建設常任委員会 要点記録

委員	一同	・質疑なし
委員長	8番 松壽	産業振興部 14:05 終了 休憩
委員長	8番 松壽	14:10再開 委員長挨拶
		【建設水道部所管事務調査】
建設水道部長	伊藤	挨拶及び概要説明
委員長	8番 松壽	議事1 所管事務調査について
		(2)除雪について
管理課長	松田	・資料により説明
		1月20日現在の除雪状況。
		12月末までに、町有車10日、民有車2日、人力除雪1日の延べ13日。
		1月に入り、町有車10日、民有車1日、人力除雪1日の延べ12日。
		全車出動は、12月23日と1月17日の2回。
		委託費については、昨年度の同日現在よりも約620万円増となっているが、人件費と燃料費の上昇によるもの。
		また、全車出動は2回あったものの、民有車の最低保証額には達していない状況。
		今後も気象状況などを注視しながら、冬期交通の安全確保に努めてまいりたい。
委員	12番 松原	・人力除雪委託業務ってというのは、どこの除雪を行っているのか。
管理課主幹	前道	・人力除雪については、町道の中で憩いの森の中にある人だけが通る人道橋の除雪作業をしている。
		あくまで道路と位置づけされているが、車の通らない人道橋の人力除雪となっている。
委員	12番 松原	・建物の前だとか、ぷらとの駐車場の淵だとか、大勢の方でやってるのは別なところでやっているのか。
		・原則、公共施設の駐車場等は、車両でやっている。
管理課長	松田	議員が見た人力でやっているのであれば、地域の方なのか、施設の方なのかかわからない。
委員	4番 小椋	・町有車両除雪業務委託の出動金額で、11月から12月と1月分が出動時間とかほとんど一緒なのに金額が大きく違う。
		もともと委託金額が決まってるという配分になっているのか。
管理課主幹	前道	・町有車両除雪業務委託については、入札により行っているところ。
		契約内容としては、1月6日から3月31日までを拘束日として、月から金曜日までの拘束日を積算して、月ごとの振り分けとなっている。
		12月分に関しては、車両保険や人件費以外の部分の経費に当たる部分が12月に支出となっている。
		その後の拘束日の1月から3月分については、それぞれの期間の分が割り当たってる形になっていて、土日等の出動もあるので、その分については3月に精算という形で設計変更で対応している。
委員	4番 小椋	・12月23日の出動というのは、土日の出動と同じような感じで、まだ拘束日が始まっていないから3月に清算分されていくという形ですかね。
		・そのとおり。
管理課主幹	前道	若干補足すると、設計当初の積算時において、過去3カ年の平均の土日の出動というものを踏まえての発注となっているので、過去3年よりもその休日出勤が多い場合は増額となる。
		過去3年の平均よりも少ない場合は、その部分に関しては減額の設計変更になるが、その実績によって3月で清算することとなる。
委員	3番 田村	・最低保証額このことについてもう少し詳しく説明してほしい。

令和5年第1回産業建設常任委員会 要点記録

管理課主幹 前道

委員 3番 田村

管理課主幹 前道

委員 4番 小椋

管理課主幹 前道

委員長 8番 松壽

委員 一同

委員長 8番 松壽

委員長 8番 松壽

- ・最低保証額は、平成29年度より実施しているところ。
降雪の少ない時に、支払い条件が不安定になることから、将来にわたり安定的な除雪者の確保を目的として、人件費相当分について算出して稼働時間を保証しているもの。
それぞれ町道の最低の稼働時間を保証し、契約を結んでいるという形になっている。
稼働時間については、主に町道及び公共施設を除雪する除雪トラック、ドーザーについては、最低保証稼働時間を23時間、歩道などを除雪する小さなタイヤショベル等が37時間、大雪時に出勤を依頼するロータリー除雪車2時間の最低保証という形の契約を結んでいる。
 - ・町有車両とか、民間車両があるが、それぞれに設定するのか。
 - ・最低保証については、民有者のみとなる。
町有車両については、町が保有している車両に対して各会社から運転手さんを拘束しているような形になるので、先ほどの日数の清算の形になりますので、今回は車両ごとお借りする民有除雪車の契約に対して、最低保証稼働時間を保証しているというもの。
 - ・町が契約している民間車両とていうのは、町との契約以外の除雪にも使っている車両なのか。
それとも、町の除雪でいっぱいいっぱいになっちゃうのか。
この最低保証というのは、民間企業が機械と人を抱えていて、ペイできるぐらいの最低保証なのか、赤字がちょっと減ったぐらいの保証なのか。
他の商売にも使えていれば安心だけど、使えていなかったら除雪事業者が機械を抱えるのはリスクだよなというのがあったので、ちょっと確認したい。
 - ・除雪車両をこの最低保証によって、除雪期間拘束しているというものではない。
雪が降るとどうしても運転手さんの確保っていう部分で、本来であれば違う出先に出すところを待機させていただいているっていう部分で、人件費相当額を保障している形になっているので、この最低保証で3カ月間、民有車両を拘束しているとか、他に使ってはいけないというものではない。
 - ・他に質疑あるか。
 - ・質疑なし
- 閉会挨拶
14:25 閉会